

第 24 回

熊谷市農業委員会農地部会議事録

(公 開 用)

平成 29 年 8 月 29 日 (火)

熊谷市農業委員会

第24回 熊谷市農業委員会農地部会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 平成29年8月29日(火) 午前9時30分
- (2) 閉会の日時 平成29年8月29日(火) 午前11時10分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 19名
- (2) 現在数 19名

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 16名
- (2) 欠席数 3名

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	福田 和行	11	欠	川田 久夫
2	欠	村田 定吉	12	出	山本 勝市
3	出	夏目 亮一	13	出	大野 隆一
4	出	福島 敬一	14	出	鈴木 吉明
5	出	松本 丈	15	出	茂木 友秀
6	出	木村 進	16	出	手嶋 茂春
7	出	柴田 忠雄	17	出	根岸 里次
8	出	大澤 芳明	18	出	福田 正八
9	出	閑野 高広	19	欠	青木 登喜代
10	出	中川 登美夫			

4 議 案

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について
- 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（一時転用）
- 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について
- 議案第 8 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定による届出について（2 a 未満）

報告事項

- 報告事項（1） 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告事項（2） 農地法第 4 条の規定による届出について
- 報告事項（3） 農地法第 5 条の規定による届出について
- 報告事項（4） 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

5 招集者 農地部会長 木村 進

6 議事進行状況 別紙のとおり

議長
(木村部会長)

出席委員が定足数に達しましたので、ただいまから第24回農地部会を開会いたします。

本日の遅参委員は、2番村田定吉委員、11番川田久夫、欠席委員は、19番青木登喜代委員以上の委員から届出がありました。

議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。議事録署名委員について、いかが取り計らいましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長一任の声がありましたので、12番山本勝市委員、13番大野隆一委員をお願いいたします。

また、書記は事務局職員を指名します。

本日、お手元に配付いたしました書類は、第24回農地部会提出議案であります。

今回、当農地部会において審議いたします案件は、

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)
- 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農用地利用配分計画(案)について
- 議案第8号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について(2a未満)

以上、8件ですので、よろしく御審議願います。

事務局

事務局から提案でございますが、本日、新規就農の方には出席をお願いしております。このため、議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての案件を先に御審議いただきたいと思っております。

議 長 　　ただいま、事務局から提案がありました。そのようにしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長 　　最初に、議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 　　今月の案件は議案番号563から596、議案番号3001から3004の38件であります。議案番号3001から3004については、農地中間管理事業に関する案件であり、通常の利用権の設定と分けるために議案番号を3001からとしました。

まず全体の説明となりますが、総筆数は58筆、総面積は90,693㎡で、田は35筆61,911㎡、畑は23筆、28,782㎡、賃貸借は27筆、58,140㎡、使用貸借は31筆、32,553㎡、設定の期間は、3年未満が8筆、8,194㎡、3年以上6年未満が40筆、60,451㎡、6年以上が10筆、22,048㎡、設定の区分は、新規の計画が34筆、49,306㎡、再設定の計画が24筆、41,387㎡です。

次に借受人別の内訳ですが、農地所有適格法人及び農地利用集積円滑化団体であるくまがや農協を利用したものを除いた認定農業者の借り受けは、14件で41,710㎡となっております。

次に農地所有適格法人の借り受けは、4件で7,107㎡となっております。次にくまがや農協の借り受けは、3件で9,015㎡となっております。

農地中間管理事業である埼玉県農林公社の借り受けは、4件で8,135㎡となっております。こちらは農地所有者から農地中間管理機構への利用権設定をする案件で、埼玉県農林公社から耕作者への貸し付けは、議案第7号で審議いただくこととなります。

また、新規就農者の借り受けは1件で3,152㎡となっております。認定農業者である農地所有適格法人及びくまがや農協を利用したものを含めた認定農業者の借り受けの件数は、19件で全体の50%となります。

上記以外の担い手の借り受けの件数は、12件で21,574㎡となっております。

以上、38件の計画は、本市における農業基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な

農作業に常時従事するものとして作成されたもので、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の規定の各要件を満たしていると考えます。全体の説明は以上です。

続きまして、新規就農の案件、議案番号566について説明します。資料8ページの営農計画書をご覧ください。〇〇〇さんは、市内の〇〇〇にお住いで、昭和〇〇年生まれで8月の誕生日を迎え〇〇歳であります。今年3月に勤め先を退職しております。経営については露地野菜を中心に、JA直売所などに出荷する予定であります。農業の経験年数は農業のセミナーなどに参加して農業について学んでおります。現在の基本装備は耕運機、軽トラックを装備しております。

詳細の内容についてはご本人がお見えになっておりますので、作付計画等についてはご本人からご説明をさせていただきます。

議長 議案番号566については、申請人にお出でいただいております。お手元の資料8ページもあわせて御覧ください。それでは申請人の入室を認めます。

[申請人 〇〇 〇 入室]

議長 本日は、お忙しいところ、大変御苦労様です。新たに農業経営を行いたいとのことですが、営農計画などにつきましてご説明をお願いいたします。

申請人 初めまして、〇〇と申します。
(〇〇氏) 就農申請のきっかけにつきましては、30年ほど民間企業のサラリーマンをしてきましたが、4年ほど前から年齢が〇〇歳を超えて体の主張とか足腰に出てきて健康のことを考えるようになり、2年前に市民農園を借りて自分の庭で家庭菜園を始めて、昨年から親戚の土地を5畝ほど借りて、露地野菜を作るようになりました。新鮮で地元で採れるおいしい露地野菜などを食べることは健康に良いことだと実感しました。生活を変えていくことで、心身ともに元気になり、食物は大事なことだと痛感しました。

野菜についても有機栽培とか自然栽培とっていて、経営的に厳しいと思うが、自分が食べて元気になったことがありますので、今度は自分が野菜を生産する立場になりたいと考えて今回申請することにしました。

地元で旬の物を食べることは非常に重要なことだと思っていま

すので、できるだけ地元で生産をしたいと考えております。作付計画について、5筆ある訳ですが、まずは主に大豆をやりたいと考えています。大豆を収穫した後にシュンギクやコマツナとかを作付していきたいと考えています。他に枝豆、そのほかでは夏野菜のナスやズッキーニ、あと一部、キクイモなども栽培をしたいと考えています。もう既にこの圃場で作付はしていますが、圃場によって土質が大夫違います。今回営農計画に作物を当てはめてみましたが、作物の出来によって変えていきたいと考えています。

議 長 どうも御苦勞様でした。
委員の皆さんには質疑等をお願いします。
質疑、意見等ございませんか。

鈴木委員 自然農法ということで聞こえは良いのですが、難しいですね。採れたものは販売をして生活をしていくわけですから、どのような販売をしたいと考えていますか。

申請人
(〇〇氏) 地元でできるだけ売りたいと考えているので、見た目とか大きさとかなり不利な部分はあるかと思いますが、直売所には出したいと考えています。あとは自分で直販と一部は通販などを考えています。見た目が悪くなることもあり価格的に不利な点になると思うので、その辺もやらざるを得ないと考えております。

鈴木委員 無農薬、無肥料を目指してやっていくということですが、種はどうするか。

申請人
(〇〇氏) 種は極力自家栽培をします。2年前に専門店から仕入れたもので自家栽培をしています。

鈴木委員 非常に難しい栽培だと思いますが、やりがいがあると思います。私も一部やっています、肥料についても難しいですが、大豆が一番に考えているようなので私も参考としたいので、頑張ってください。

議 長 他に、質疑、意見等ございませんか。

(「なし」 の声)

議 長 他に、質疑、意見等も無いようです。
本日は、大変御苦勞様でした。
申請人は退室してください。

[申請人 ○○ ○氏 退室]

議 長 それでは、議案番号566について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

(「なし」 の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号566について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

次に、議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号566の新規就農以外についての議案の審議に入ります。

議案番号566以外について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

(「なし」 の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号566以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

事務局 次の議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての議案番号3は、議案第8号農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について（2a未満）の議案番号2と関連がありますので、この後、先に同時に御審議いただきたいと思ひます。

議長 ただいま、事務局から提案がありました、それでよろしいですか。

（ 異議なし の声あり ）

議長 それでは、そのように決定します。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての議案番号3及び議案第8号農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について（2a未満）の議案番号2を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての議案番号3について、申請地の地番・公簿地目・面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、譲渡人及び譲受人の家族数及び従農数、権利並びに申請事由を朗読する。続いて、議案第8号農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について（2a未満）の議案番号2について、申請地の地番・公簿地目・面積、譲受人氏名、譲渡人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案第1号議案番号3について、申請地積〇〇〇㎡での価格は、〇〇〇円です。この案件につきましては、平成29年8月18日、堀委員、手嶋委員、大里行政センター森主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案第8号議案番号2について、今回の農地法第3条の申請に伴い、所有農地を調査したところ、申請地に農地法の手続きを取らず、農機具格納庫として使用していたことが判明したため、是正をするものです。

建物内にはコンバイン、トラクター、耕運機が収納されております。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。まず、先に違反の是正案件について採決いたします。

次に議案第8号農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について(2a未満)の議案番号2について、本案を承認とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての議案番号3について、本案を原案のとおり許可するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての議案番号1と2を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、譲渡人及び譲受人の家族数及び従農数、権利並びに申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、申請地積〇〇〇㎡での価格は、〇〇〇〇円です。平成29年8月4日、大澤委員、関根委員、事務局渋澤次長、樋口主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきま

しても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号2は、10アール当たりの売買価格は、〇〇〇円です。平成29年8月9日、川田委員、森委員、農業振興課杉本主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての議案番号1と2について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号3は、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号6と関連がありますので、この後、同時に御審議いただきたいと思います。

議 長 ただいま、事務局から提案がありました。それでよろしいですか。

(異議なし の声あり)

議 長 それでは、そのように決定します。

それでは、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号3及び議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号6を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号3及び議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号6については、2つの議案を1枚にまとめたもの、裏面は土地利用図を記したものを別紙資料により説明します。

【事務局が、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号3について、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人、用途、申請事由、を朗読する。続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号6について、申請地の地番・公簿地目・面積、譲受人氏名、譲渡人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

農地法第4条の議案番号3は、農地区分は1種農地、農振除外は平成28年9月9日、転用該当条文は農地法施行令第4条第1項第2号イで、敷地拡張後の面積は、463.98㎡です。

農地法第5条の議案番号6は、農地区分は1種農地、農振除外は平成28年9月9日、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。建築物等は木造2階建、宅地を含めた全体面積は、442.38㎡です。排水関係について、汚水は合併浄化槽で処理し水路に、雨水は雨水浸透枳を設置します。周囲は一部既設のコンクリートブロック土留でございます。

4条の申請地と5条の申請地は元々一つの土地でした。そこに所有者の娘世帯の住宅を計画したところ、所有農地に農地法の手続きをとらずに住宅敷地の一部として宅地利用されていた箇所がありました。住宅敷地の一部が隣接する畑の一部はみだしていました。申請地は農振農用地であったため、除外の手続きを行い、住宅敷地拡張の申請地と娘世帯の住宅を建てる申請地に分筆し、農地転用の申請が出されております。

議 長

事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長

特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号3について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求め

ます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号6について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号1と2を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、農地区分は2種農地、駐車場は8台分です。

議案番号2は、農地区分は2種農地、敷地拡張後の面積は、1,043.03㎡です。

申請のきっかけですが、申請人が土地を相続したところ、農地法の手続きを取らずに貸駐車場や農家住宅敷地の一部として使用していた箇所があったため、是正するものです。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号1と2について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

事務局 次の議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号12と関連がありますので、この後、同時に御審議いただきたいと思います。

議 長 ただいま、事務局から提案がありました。それでよろしいですか。

(異議なし の声あり)

議 長 それでは、そのように決定します。

それでは、議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について及び議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号12を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について及び議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号12については、2つの議案を1枚にまとめたもの、裏面は土地利用図を記したものを別紙資料により説明します。

【事務局が、議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人、用途、申請事由、を朗読する。続いて、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号12について、申請地の地番・公簿地目・面積、譲受人氏名、譲渡人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案第4号議案番号12は、農地区分は2種農地、建築物等は木造2階建です。

許可後の計画変更申請は、転用許可を受けたのち、当初の転用目的を達成することが困難となった場合の手続きで、当初許可を受けた方と次に許可を受けたい方の連名で申請するものです。

当初許可を取った方にまだ所有権が移転していない場合は許可取り消しの手続きが可能ですが、所有権は移転されてしまったた

め、取り消し手続きを取ることはできない状況です。

変更前の申請者は昭和47年に住宅を建てるため農地転用の許可を受けました。当時は群馬県太田市にいましたが、仕事の転勤により東京に移り、その後、横浜に住居を構え申請地に戻ってくるのが困難な状況となりました。今回、新たに申請地で住宅を建てたい方が出てきたため、計画変更申請と新たに住宅を建てたい方が農地転用の許可を受けるための5条の許可申請の二つの申請が出されております。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。
次に議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号12について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。
ここで暫時、休憩いたします。

【休憩 午前10時28分から10時40分】

議 長 休憩中の議事を再開します。
次に、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号6、12以外を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局

【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、用途、権利、申請事由、備考を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1と2は、農地区分は甲種農地、農振除外は平成28年11月14日、用途変更です。転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。建築物等は鉄骨造平屋建・農業用倉庫です。申請地には平成13年頃から農地法の手続きを取らずに農業用倉庫が建てられ、議案番号1と2の土地にまたがって建てられています。譲受人は農地法第3条で申請地近くの市内○○○、○○の農地を取得する計画があり、申請地に建てられた農業用倉庫に農業用機械を置き、農作業を行いたいとのことで、是正するものです。権利関係が売買と使用貸借で異なるため、申請は2件に分かれております。

議案番号3は、農地区分は2種農地、太陽光発電施設の発電出力は47.2KWです。

議案番号4は、農地区分は2種農地、建築物等は鉄骨造平屋建・店舗で、敷地拡張後の面積は2,038.99㎡です。申請地の隣接地には現在コンビニエンスストアの○○○○○○○○○○○○○○○○○○が営業中ですが、隣接する申請地を含め、店舗敷地を拡張し建て替えするもので、譲受人が建築して、○○○○○○○○に貸す計画です。

議案番号5は、農地区分は2種農地、建築物等は鉄骨造平屋建・自動車修理工場と木造平屋建・事務所で、宅地、雑種地を含めた全体面積は683㎡です。譲受人は自動車整備士の資格を所持しており、自動車修理業を行うための敷地を探していたところ、申請地を含む一体の土地を所有者から貸してもらえ運びとなったため、申請に至りました。宅地、雑種地も所有者は譲渡人です。

議案番号7は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建です。

議案番号8は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建です。

議案番号9は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建です。

議案番号10は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建です。

議案番号11は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建です。

議案番号13は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建で

す。

議案番号14は、農地区分は2種農地、建築物は木造平屋建です。

議案番号15は、農地区分は1種農地、農振除外は平成29年6月9日です。転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。建築物は木造2階建です。

議案番号16は、農地区分は2種農地、駐車場は20台分です。

譲受人の法人は、足場など仮設工事施工を行う建設業を営んでいます。申請地からほど近くに資材置場があり、従業員の駐車場が不足しており、申請地に駐車場を確保したいための申請です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長

特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号6、12以外について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局

【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

譲受人は、一級河川和田吉野川において、国道407号線から西側の上流部の護岸工事を請負っております。河川の管理用道路が狭く、大型車両の出入りができないため、申請地に鉄板を敷いて、大型車両の搬入通路や仮設事務所、倉庫、従業員駐車場として使用する計画です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案件について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。
議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について（一時転
用）について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求め
ます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可
相当とすべきものと決しました。
次に、議案第7号農地中間管理事業の推進に関する法律第19
条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）についてを上程し、
事務局の説明を求めます。

事務局 今回の配分計画は、上新田・三本地区の案件について審議して
いただきます。

貸借権の設定を受ける土地は、6筆、8, 135㎡です。地目
は田が3筆、4, 742㎡で、畑が3筆、3, 393㎡で、権利
は賃貸借の新規設定となります。設定期間についてはすべて10
年となっています。配分先は、三本・上新田の畑2筆は〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇、三本の田3筆は〇〇〇〇氏、上新田の畑1筆は
〇〇〇〇氏となっております。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について概要を説明します。所在地は
深谷市〇〇〇で、事業内容は農業の経営、農作業の受託、農産物
の生産、販売等を行っております。平成〇〇年〇月に法人化をし
まして、深谷市において認定農業者の認定を受けています。主要
作物は長ネギ、小松菜、その他キャベツ等となっております。

以上6筆の農用地利用配分計画（案）は農地をすべて効率的に
利用して耕作していくことや周辺の土地利用の影響等、必要な農
作業に常時従事していくものとして作成をされたもので、各要件
を満たしているものと考えております。

補足説明いたします。こちらの議案は、農地中間管理事業の推
進に関する法律第19条の規定に基づき「農用地利用配分計画

(案)」について、参考資料として、埼玉県農林部から出されている農地中間管理事業（貸借）の事務処理手引きに6農用地利用配分計画（案）の作成がありますので、そちらをご覧ください。

(4) のアからキまでの7項目について熊谷市が農業委員会に意見を求めるものとなっております。借受人がきちんと耕作をされているの方がどうかについて意見を求めるものです。

今回の案件については、農用地利用配分計画（案）について、意見があればここで意見をとりまとめ、配分計画（案）のとおり承認できるものであれば、「意見はなし」で熊谷市に回答をするものです。説明は以上になります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

この議案については、事務局から説明のあったとおり、配分計画（案）について意見があれば、農業委員会の意見をとりまとめ、熊谷市へ回答するものです。配分計画（案）のとおり承認できるものであれば、「意見はなし」という回答をするものです。

それでは、質疑、意見を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

福田委員 参考にお聞きしたいのですが、配分計画前の公募件数はどれくらいあったのか。

事務局 他の希望者はいませんでした。

議 長 他に質疑、意見等ございませんか。

(「なし」 の声)

議 長 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。

議案第7号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）についての、熊谷市からの協議の回答については、配分計画（案）どおり承認し、「意見はなし」とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。よって本案については、配分計画（案）どおり

承認すべきものとし、「意見はなし」と決しました。

次に議案第8号農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について（2a未満）の議案番号1についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案第8号議案番号1について、申請地の地番・公簿地目・面積、譲受人氏名、譲渡人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

申請のきっかけは、申請者の孫が申請者の所有農地に学習塾敷地として農地転用申請をしましたが、申請地の一部に農業用物置を建て使用していることが判明したため是正をするものです。

農業用物置には、草刈機などの農機具や収穫した農作物を保管する場所として使用しております。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

（ 「なし」の声 ）

議長 特に質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。

議案第8号農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について（2a未満）の議案番号1について、本案を承認とするに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手 全員 ）

議長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

以上で、全議案の審査が終了しましたが、最後に、報告事項に入ります。報告事項については、専決処理済みですが、報告事項全体について、質疑がありましたらお願いします。

（ 発言なし ）

議長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、報告事項はすべて了承されました。

以上で議案、報告事項すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。御協力いただきありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長	増田 啓良
次長兼農地係長	渋澤 薫
主査	大沢 昌徳
主査	高橋 智浩
主査	新井 良和
主任	樋口 祥平
農業振興課副課長	柏木 純一
農業振興課主事	上田 彩香
江南行政センター主査	上山 奈保美

平成29年8月29日

熊谷市農業委員会

会 長 松 本 丈

議 長 木 村 進

署名委員 山 本 勝 市

署名委員 大 野 隆 一
